酒米新品種さがなみプロモーション動画、広報ツール制作業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、酒米新品種さがなみプロモーション動画、広報ツール制作業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、酒米新品種さがなみプロモーション動画、広報ツール制作業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務内容）

第２条　乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「酒米新品種さがなみプロモーション動画、広報ツール制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第３条　委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和９年２月 22 日までとする。

（委託料）

第４条　委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金　　円（うち消費税及び地方消費税額 金　　円）とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金　　円を甲に納付しなければならない（免除の場合あり）。

（権利の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（再委託等の承諾）

第７条　乙は、委託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、書面により甲の承諾を得るものとする。

２　前項の場合において、乙は、再委託又は請け負わせた業務の全てについて責任を負わなければならない。

（委託業務内容の変更等）

第８条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この

場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（委託業務の調査等）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況、その他必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

（事故等の報告）

第 10 条　乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

（業務完了報告書の提出）

第 11 条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書（別紙様式１）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から１０日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

３　乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前２項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

４　第２項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の支払）

第 12 条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに委託料の完了払請求書（別紙様式２）を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（成果品の権利等）

第 13 条　成果品及び乙が委託業務で制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）、並びに委託業務で購入した工芸品及び付随品等の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が権利の帰属を要請する場合には、甲と協議のうえ決定するものとする。

（契約内容の不適合責任）

第 14 条　甲は、委託業務が仕様書等に適合しないことが判明したときは、乙に対して第 11 条に定める検査合格の日から 6 か月以内に履行の追完を請求することがで

きるものとし、乙は無償で履行を追完しなければならない。

（甲の解除権）

第 15 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 重過失、背信行為又は法令等の違反及びそれに準ずる行為があったとき。

(2) 乙の責に帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

(3) 県税の滞納処分を受けたとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第 77 号）第２条第２号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第 16 条　前条第１項の規定により甲が契約を解除したとき、乙は、委託料の 100 分の 10 の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

３　第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定める期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（証拠書類）

第 17 条　乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後５年間保管しなければならない。

（損害賠償）
第18条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
３　甲の責に帰すべき理由により契約が解除された場合に、乙に生じた損害に対しては甲が損害賠償責任を負うものとする。

（秘密の保持等）
第 19 条　乙及びその関係者は、委託業務に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はこの限りではない。
２　前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
３　乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの保護）
第 20 条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うにあたって別記２「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（存続事項）
第 21 条　本契約終了後も、第９条（委託業務の調査等）、第 18 条（損害賠償）、第 19 条（秘密の保持等）、及び本条は有効に存続するものとする。

（費用の負担）
第 22 条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）
第 23 条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県産業労働部流通・貿易課長　伊藤　俊介

乙

（別紙様式１）

業務完了報告書

令和　　年　　月　　日

佐賀県産業労働部
流通・貿易課長　伊藤　俊介　様

受託者　住所
氏名

令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した酒米新品種さがなみプロモーション動画、広報ツール制作業務について、業務が完了したので委託契約書第 11 条第１項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　業務実績報告書

２　事業完了年月日　　令和　年　月　日

（別紙様式 2）

完了払請求書

令和　　年　　月　　日

佐賀県産業労働部
流通・貿易課長　伊藤　俊介　様

受託者　住所
氏名

令和　　年　　月　　日付け流通第　　号で業務完了認定通知があった酒米新品種さがなみプロモーション動画、広報ツール制作業務について、下記金額を、業務委託契約書第 12 条第１項の規定により請求します。

記

請　求　額	金	円
（内訳）契約金額	金	円
支払済額	金	円
今回請求額	金	円
残　額	金	円

振込先金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	